

令和3年度和歌山県一般会計補正予算

令和3年度和歌山県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ965,918千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ655,329,929千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。

令和3年11月29日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 171,713,069	千円 255,446	千円 171,968,515
	1 地方交付税	171,713,069	255,446	171,968,515
7 分担金及び負担金		855,303	1,900	857,203
	2 負担金	831,878	1,900	833,778
9 国庫支出金		128,551,307	642,322	129,193,629
	2 国庫補助金	90,936,336	642,322	91,578,658
12 繰入金		11,330,213	50,550	11,380,763
	2 基金繰入金	11,083,947	50,550	11,134,497
15 県債		86,620,000	15,700	86,635,700
	1 県債	86,620,000	15,700	86,635,700
歳入合計		654,364,011	965,918	655,329,929

注：補正前の額は、令和3年12月定例会開会時における現計予算の額に議案第140号による補正額を加えたもの。

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 31,498,183	千円 256,256	千円 31,754,439
	2 企画費	6,719,061	192,786	6,911,847
	6 防災費	2,628,368	63,470	2,691,838
3 民生費		82,809,552	68,279	82,877,831
	1 社会福祉費	63,186,390	68,279	63,254,669
4 衛生費		37,596,741	583,883	38,180,624
	2 環境衛生費	1,073,121	533,333	1,606,454
	4 医薬費	7,108,318	50,550	7,158,868
7 商工費		127,259,712	38,500	127,298,212
	2 工鉱業費	5,655,103	38,500	5,693,603
8 土木費		83,026,715	19,000	83,045,715
	3 河川海岸費	16,688,996	19,000	16,707,996
歳 出 合 計		654,364,011	965,918	655,329,929
<p>注：補正前の額は、令和3年12月定例会開会時における現計予算の額に議案第140号による補正額を加えたもの。</p>				

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費			140,725
	4 林業費		119,225
		一般治山	119,225
	5 水産業費		21,500
		漁港施設整備	21,500
8 土木費			1,505,542
	2 道路橋りょう費		151,100
		道路保全	151,100
	3 河川海岸費		677,610
		急傾斜地崩壊対策	52,500
		砂防	156,600
		小規模土砂災害対策	12,010
		災害緊急がけ崩れ対策	36,500
		海岸整備（海岸）	420,000
	4 港湾費		174,000
		空港整備	174,000
5 都市計画費		502,832	
	公園整備	502,832	
合		計	1,646,267

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 令和3年度移動県庁用パソコン賃貸借	自 令和3年度 至 令和9年度 (7年)		千円 10,910
2 令和3年度エンドポイントセキュリティシステム構築・運用管理	自 令和3年度 至 令和10年度 (8年)		1,034,000
3 令和3年度個人番号利用事務系及びL G W A N接続系プラットフォーム構築・運用管理	自 令和3年度 至 令和9年度 (7年)		1,134,850
4 令和3年度行政事務用パソコン賃貸借	自 令和3年度 至 令和9年度 (7年)		921,786
5 令和3年度護摩壇山森林公園指定管理者の指定に係る協定	自 令和3年度 至 令和6年度 (4年)		17,634
6 令和3年度佐川河川整備	自 令和3年度 至 令和7年度 (5年)		1,000,000
7 令和3年度和歌山県立橋本体育館指定管理者の指定に係る協定	自 令和3年度 至 令和6年度 (4年)		229,419

第4表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策事業	千円 1,002,300	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
災害緊急がけ崩れ 対策	3,200	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,015,000	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
6,200	同上	同上	同上